平成２３年（フ）第１２４６８号
東京都足立区本木東町15―５
債務者　藤次　幸子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４９８号
東京都大田区久が原３丁目31―８―206
債務者　氏家　美香
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５５６号
東京都目黒区下目黒２丁目12―13―118
債務者　押見奈津美（旧姓神谷）
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９７号
東京都町田市鶴川６丁目７番地２　３の303
債務者　大場富士子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１４号
北海道上川郡新得町元町18番地
債務者　渡部　真理
１　決定年月日時　平成23年９月１日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
北海道帯広市西６条南34丁目51番地２
債務者　酒井　照子
１　決定年月日時　平成23年９月１日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
青森県むつ市大畑町中島96番地23
債務者　能渡　好信
１　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
青森県むつ市大畑町中島96番地23
債務者　能渡　麻紀
１　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
青森市茶屋町16番７号　菊地アパート２―３号
債務者　神　　勝則
１　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
青森県むつ市大畑町本門寺前２番地、住民票上の住所青森県むつ市大畑町松ノ木190番地２
債務者　附田　良雄
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
青森市橋本３丁目15番７号　コーポ豊川202号
債務者　佐藤　定光
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９４３２号
東京都江東区北砂４丁目16―19
債務者　渡邉久美子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６６３号
東京都葛飾区四つ木２丁目17―３―201
債務者　三浦　優子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷919番地１コーポ石塚８号
債務者　伊藤比呂志
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３７３号
東京都練馬区関町北５丁目13―14―206
債務者　山下　和久
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５８号
東京都武蔵村山市伊奈平６丁目３番地の11リーディングマンション202号
債務者　小林　陽子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部